



目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市事務分掌規則及び神戸市職員職名規則の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	1
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(大韓航空株式会社)	港湾局空港調整課	4
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(スターラックス航空)	港湾局空港調整課	5
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(上海吉祥航空株式会社)	港湾局空港調整課	6
告示	指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定(エバー航空)	港湾局空港調整課	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	8
告示	令和7年第2回定例市会で議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	11
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新	地域協働局地域活性課	13
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(竹の台4丁目建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(学園緑が丘(小東山6丁目)地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	15
公告	開発行為に関する工事の完了(垂水区乙木3丁目ほか)	都市局都市計画課	16
交通局	神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程	交通局地下鉄運輸サービス課	17
教育委員会	神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務課	22
選挙管理委員会	神戸市長選挙における法定連署数	選挙管理委員会事務局	25
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)を神戸市長選挙と同時に行う旨	選挙管理委員会事務局	26
選挙管理委員会	神戸市長選挙及び神戸市議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序	選挙管理委員会事務局	27
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙長等の選任	選挙管理委員会事務局	28
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙長の職務を行う場所	選挙管理委員会事務局	29
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙会の場所等	選挙管理委員会事務局	30
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における開票事務と選挙会事務を同時に行わない旨	選挙管理委員会事務局	31
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所	選挙管理委員会事務局	32
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における選挙運動支出金額の制限額	選挙管理委員会事務局	33
選挙管理委員会	神戸市議会議員補欠選挙(東灘区選挙区及び北区選挙区)における法定連署数	選挙管理委員会事務局	34

神戸市事務分掌規則及び神戸市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

神戸市規則第27号

神戸市事務分掌規則及び神戸市職員職名規則の一部を改正する規則
(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）の一部を次のように改
正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及
び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(危機管理監、広報官、局長等)	(危機管理監、広報官、局長等)
第74条 [略]	第74条 [略]
2～18 [略]	2～18 [略]
<u>19 経済観光局農政計画課に鳥獣対策 専門員を置く。</u>	
<u>20～26 [略]</u> (職務)	<u>19～25 [略]</u> (職務)
第80条 [略]	第80条 [略]
2～26 [略]	2～26 [略]
<u>27 鳥獣対策専門員は、上司の命を受</u>	

け、野生動物に係る調査研究、被害防
止に関する計画の策定及び現場対応
等を行う。

28～31 [略]

27～30 [略]

(職員職名規則の一部改正)

第2条 神戸市職員職名規則（昭和24年9月規則第222号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																																																																
<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>危機管理監</td><td>広報官</td><td>局長</td><td>副局長</td></tr> <tr><td>部長</td><td>本部長</td><td>業務改革専門官</td><td></td></tr> <tr><td>国際経済統括官</td><td>室長</td><td>課長</td><td>防災</td></tr> <tr><td>専門官</td><td>国際涉外秘書官</td><td>ホームペ</td><td></td></tr> <tr><td>ージ監理官</td><td>カスタマーDXマネージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ャー</td><td>クリエイティブディレクター</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上席デジタル化専門官</td><td>企業連携</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調整官</td><td>地域おこし隊チーフ</td><td>地域</td><td></td></tr> <tr><td>日本語教育総括プロデューサー</td><td>企</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>業連携コーディネーター</td><td>業連携</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コーディネーター</td><td>再犯防止</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>特別指導監査専</td><td></td><td></td></tr> </table>	危機管理監	広報官	局長	副局長	部長	本部長	業務改革専門官		国際経済統括官	室長	課長	防災	専門官	国際涉外秘書官	ホームペ		ージ監理官	カスタマーDXマネージ			ャー	クリエイティブディレクター			上席デジタル化専門官	企業連携			調整官	地域おこし隊チーフ	地域		日本語教育総括プロデューサー	企			業連携コーディネーター	業連携			コーディネーター	再犯防止				特別指導監査専			<p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>危機管理監</td><td>広報官</td><td>局長</td><td>副局長</td></tr> <tr><td>部長</td><td>本部長</td><td>業務改革専門官</td><td></td></tr> <tr><td>国際経済統括官</td><td>室長</td><td>課長</td><td>防災</td></tr> <tr><td>専門官</td><td>国際涉外秘書官</td><td>ホームペ</td><td></td></tr> <tr><td>ージ監理官</td><td>カスタマーDXマネージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ャー</td><td>クリエイティブディレクター</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上席デジタル化専門官</td><td>企業連携</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調整官</td><td>地域おこし隊チーフ</td><td>地域</td><td></td></tr> <tr><td>日本語教育総括プロデューサー</td><td>企</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>業連携コーディネーター</td><td>業連携</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コーディネーター</td><td>再犯防止</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>特別指導監査専</td><td></td><td></td></tr> </table>	危機管理監	広報官	局長	副局長	部長	本部長	業務改革専門官		国際経済統括官	室長	課長	防災	専門官	国際涉外秘書官	ホームペ		ージ監理官	カスタマーDXマネージ			ャー	クリエイティブディレクター			上席デジタル化専門官	企業連携			調整官	地域おこし隊チーフ	地域		日本語教育総括プロデューサー	企			業連携コーディネーター	業連携			コーディネーター	再犯防止				特別指導監査専		
危機管理監	広報官	局長	副局長																																																																																														
部長	本部長	業務改革専門官																																																																																															
国際経済統括官	室長	課長	防災																																																																																														
専門官	国際涉外秘書官	ホームペ																																																																																															
ージ監理官	カスタマーDXマネージ																																																																																																
ャー	クリエイティブディレクター																																																																																																
上席デジタル化専門官	企業連携																																																																																																
調整官	地域おこし隊チーフ	地域																																																																																															
日本語教育総括プロデューサー	企																																																																																																
業連携コーディネーター	業連携																																																																																																
コーディネーター	再犯防止																																																																																																
	特別指導監査専																																																																																																
危機管理監	広報官	局長	副局長																																																																																														
部長	本部長	業務改革専門官																																																																																															
国際経済統括官	室長	課長	防災																																																																																														
専門官	国際涉外秘書官	ホームペ																																																																																															
ージ監理官	カスタマーDXマネージ																																																																																																
ャー	クリエイティブディレクター																																																																																																
上席デジタル化専門官	企業連携																																																																																																
調整官	地域おこし隊チーフ	地域																																																																																															
日本語教育総括プロデューサー	企																																																																																																
業連携コーディネーター	業連携																																																																																																
コーディネーター	再犯防止																																																																																																
	特別指導監査専																																																																																																

門官 國際經濟連携専門官 イノベーション専門官 森林官 企画専門官 係長 調査役 専門役 デジタル化専門官 文書改革専門官 児童福祉法務専門官 オープンイノベーション専門官 鳥獣対策専門員 区長 北神担当区長 副区長 所長 副所長 館長 館長代理 副館長 事務局長 事務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター長 作業長 守衛長 総括長 守衛長 総括班長 副部長

門官 國際經濟連携専門官 イノベーション専門官 森林官 企画専門官 係長 調査役 専門役 デジタル化専門官 文書改革専門官 児童福祉法務専門官 オープンイノベーション専門官 区長 北神担当区長 副区長 所長 副所長 館長 館長代理 副館長 事務局長 事務室長 事務長 園長 副園長 場長 センター長 作業長 守衛長 総括班長 副部長

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

神戸市告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年10月17日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

東京都港区芝3丁目4番15号

大韓航空株式会社

日本地域本部長 李碩雨

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年10月20日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年10月20日

神戸市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年10月17日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

東京都千代田区九段南1丁目6番5号

九段会館テラスクラシックオフィス4階B区画

スターラックス航空

日本支社長 王雲翔

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年10月20日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年10月20日

神戸市告示第340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年10月17日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

上海市浦东新区康桥东路 8号

上海吉祥航空株式会社

代表取締役 于成吉

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年10月20日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年10月20日

神戸市告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年10月17日

神戸市長 久元喜造

1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者

東京都港区高輪2丁目15番13号 エバーグリーンビル2階

エバー航空日本支社

日本支社長 黄俊雄

2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

神戸空港条例別表第2（第19条関係）（1）の使用料

3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年10月20日

4 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に公金事務を委託した日

令和7年10月20日

神戸市告示第352号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
(日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年10月28日 神戸市公報第3934号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先	
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年9月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年9月3日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 24台 原動機付自転車 0台	令和7年9月4日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年9月8日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台			
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年9月9日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和7年9月12日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年9月13日		
	中央区長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 1台			
	中央区長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 0台	令和7年9月18日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16台 原動機付自転車 0台	令和7年9月19日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和7年9月20日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台			
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年9月24日		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 55台 原動機付自転車 1台	令和7年9月25日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台			
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和7年9月26日		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台			
	中央区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和7年9月30日		

令和7年10月28日 神戸市公報第3934号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和7年9月2日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 1台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 12台 原動機付自転車 2台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	駐輪場内	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年9月11日
	自転車 13台 原動機付自転車 0台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年9月17日
	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年9月24日
	自転車 4台 原動機付自転車 1台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和7年9月29日
	自転車 4台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第353号

令和7年第2回定例市会で令和7年10月9日議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,011,099,629千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 地方交付税		95, 151, 406	25, 000	95, 176, 406
	1 地方交付税	95, 151, 406	25, 000	95, 176, 406
歳 入	合 計	1, 011, 074, 629	25, 000	1, 011, 099, 629

2 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		64, 174, 083	25, 000	64, 199, 083
	5 選挙費	1, 724, 084	25, 000	1, 749, 084
歳 出	合 計	1, 011, 074, 629	25, 000	1, 011, 099, 629

神戸市告示第354号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

法人名	特定非営利活動法人しみん基金・こうべ
代表者	戎正晴
所在地	神戸市中央区浜辺通4-1-23-605
目的	本法人は、神戸市を中心とする地域の個人及び市民団体（特定非営利活動法人を含む）による公益を目的とした活動に対する助成事業及び個人・企業に対する社会貢献活動の啓蒙を行うことによって市民団体等の活動を促進し、21世紀の市民社会にふさわしい魅力と活力のある地域の創造に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和7年10月23日から令和12年10月22日まで）

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月16日

神戸市長 久元 喜造

1 建築協定の名称

竹の台4丁目地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区竹の台4丁目1番地の2 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

1 建築協定の名称

学園緑が丘（小東山6丁目）地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市垂水区小東山6丁目1-1 他

3 公開による意見の聴取の開催日時

令和7年12月4日（木）

10時00分から10時30分まで

4 公開による意見の聴取の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

建築住宅局603会議室

5 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話（078）595-6555

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年10月28日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区乙木3丁目590番1、590番2、590番3、590番4、590番5、590番6、590番7、590番8、590番9、590番10、590番11、590番12、590番13、590番14、590番15、590番16、590番17、590番18、590番19、590番20、592番1、592番2、592番3、592番4、592番5、592番6、589番1の一部、590番21

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市大久保町大窪497番地1

関西住宅販売株式会社

代表取締役 横野 修三

許可番号

令和5年12月25日 第8157号

（変更許可 令和7年7月10日 第2228号

変更許可 令和7年9月17日 第2240号

変更許可 令和7年10月20日 第2249号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区丸塚1丁目15番3、15番4、15番6、15番7

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市西区丸塚1丁目16番5号

北井 佐和子

許可番号

令和7年6月24日 第8250号

（変更許可 令和7年10月2日 第2247号）

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月28日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第12号

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

神戸市交通局高速鉄道安全管理規程（平成18年12月28日交規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

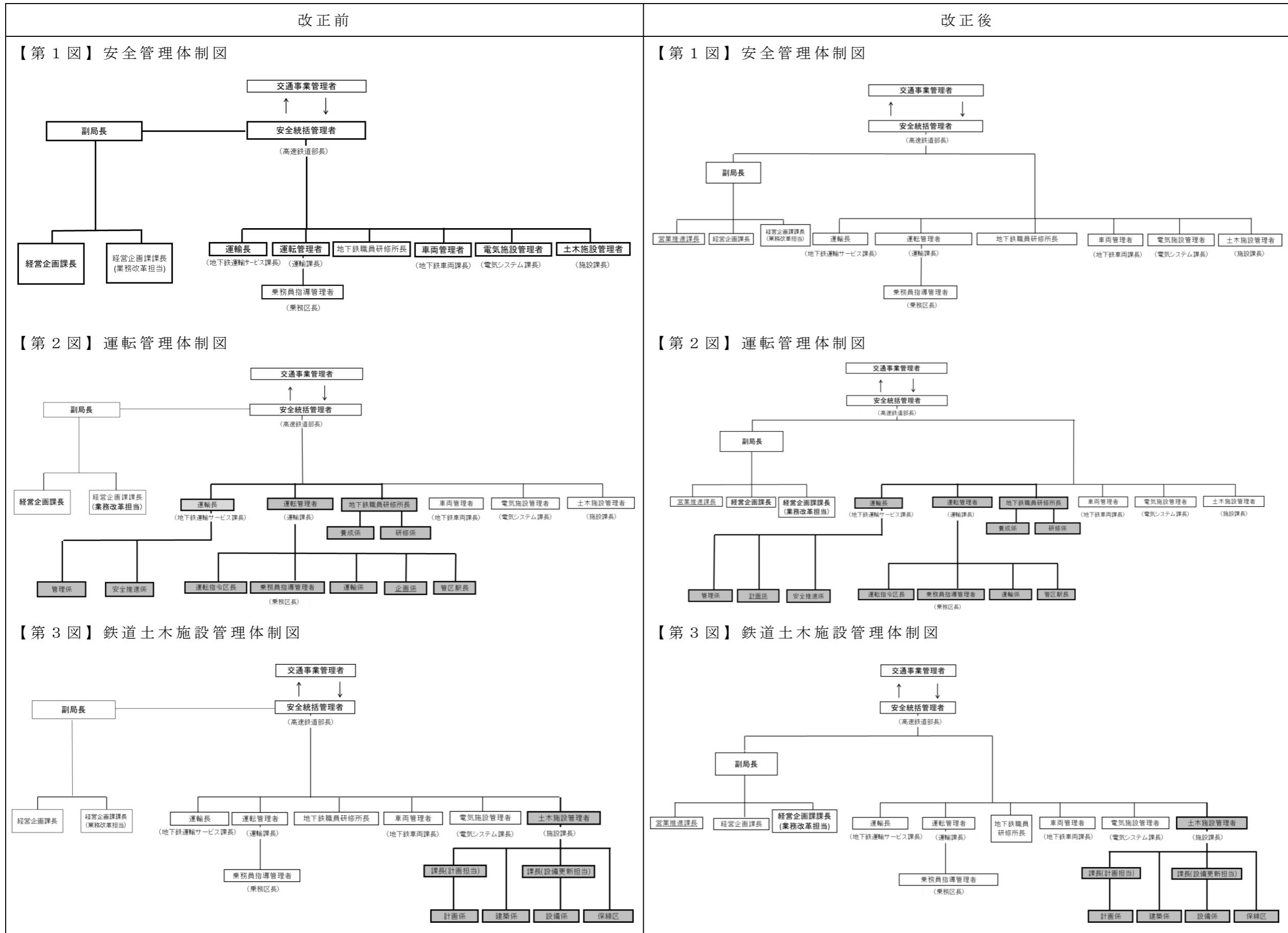
改正後	改正前
<p>（地下鉄職員研修所長の責務）</p> <p>第15条 地下鉄職員研修所長は、運輸に関する事項及び適性検査、教育・訓練に関する事項を管理する。</p> <p>（規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等）</p>	<p>（地下鉄職員研修所長の責務）</p> <p>第15条 運輸に関する事項及び適性検査、教育・訓練に関する事項を管理する。</p> <p>（規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等）</p>
<p>第24条 [略]</p> <p>2 運輸長は、安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録を作成し、適切に保管する。</p>	<p>第24条 [略]</p> <p>2 経営企画課長は、安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録を作成し、適切に保管する。</p>

<p>3 [略] (運行計画)</p> <p>第26条 <u>運輸長</u>は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする列車種別毎に作成する運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下、「運行計画」という。）の実現可能性を検証する。</p> <p>(1) 停車場間の所要時間 (2) 停車場における乗降の状況 (3) 追い越し設備、信号設備等による制約条件 (4) 乗務員及び車両の運用に係る制約条件 (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>運転管理者</u>は、第2項の規定により作成されたものを確認して運行計画の設定、変更を行う。</p> <p>4 運転管理者は、運行計画の設定、変更に当たり、土木施設管理者、電気施設管理者、車両管理者及び運輸長との連携を図る。</p> <p>5 運輸長は、必要な車両性能、線路</p>	<p>3 [略] (運行計画)</p> <p>第26条 <u>運転管理者</u>は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする列車種別毎に作成する運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下、「運行計画」という。）の実現可能性を検証する。</p> <p>(1) 停車場間の所要時間 (2) 停車場における乗降の状況 (3) 追い越し設備、信号設備等による制約条件 (4) 乗務員及び車両の運用に係る制約条件 (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>運行計画の設定、変更について</u> は、第2項の規定により作成されたものを運転管理者が確認する。</p> <p>4 運転管理者は、運行計画の設定、変更に当たり、土木施設管理者、電気施設管理者、車両管理者及び運輸長との連携を図り、必要な車両性能、線路条件及び曲線等の制限速度に係る帳票類を整備し、必要情報を保有しておく。</p>
--	---

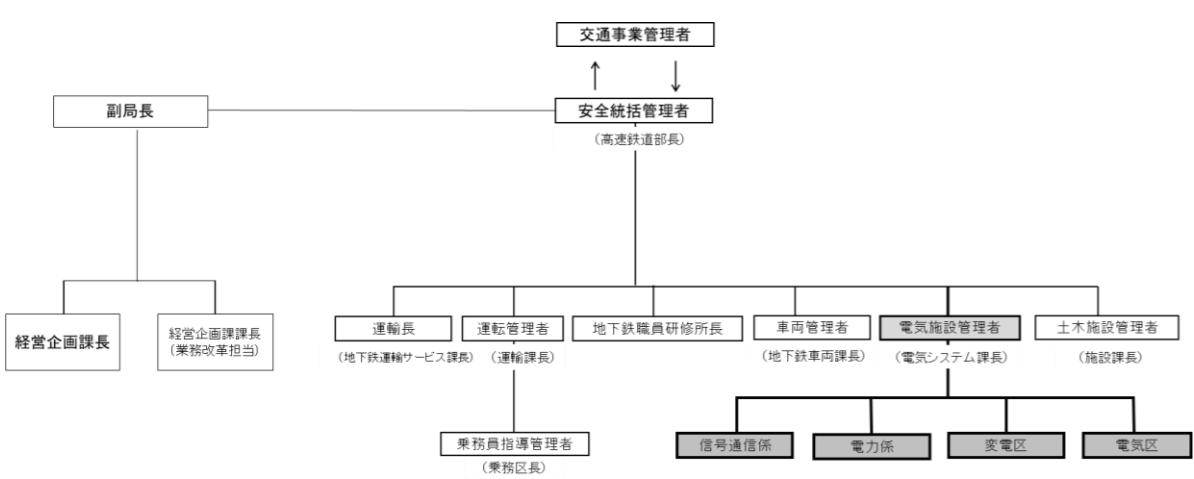
<p><u>条件及び曲線等の制限速度に係る帳</u></p> <p><u>票類の整備し、必要情報を保有して</u></p> <p><u>おく。</u></p>	
---	--

附 則(令和7年10月28日交規程第12号)

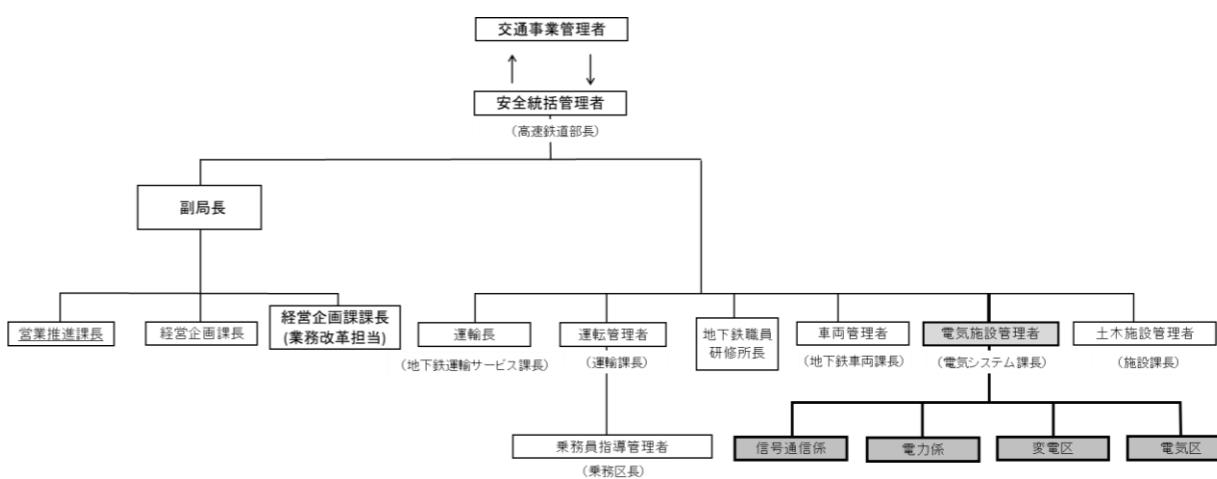
この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。



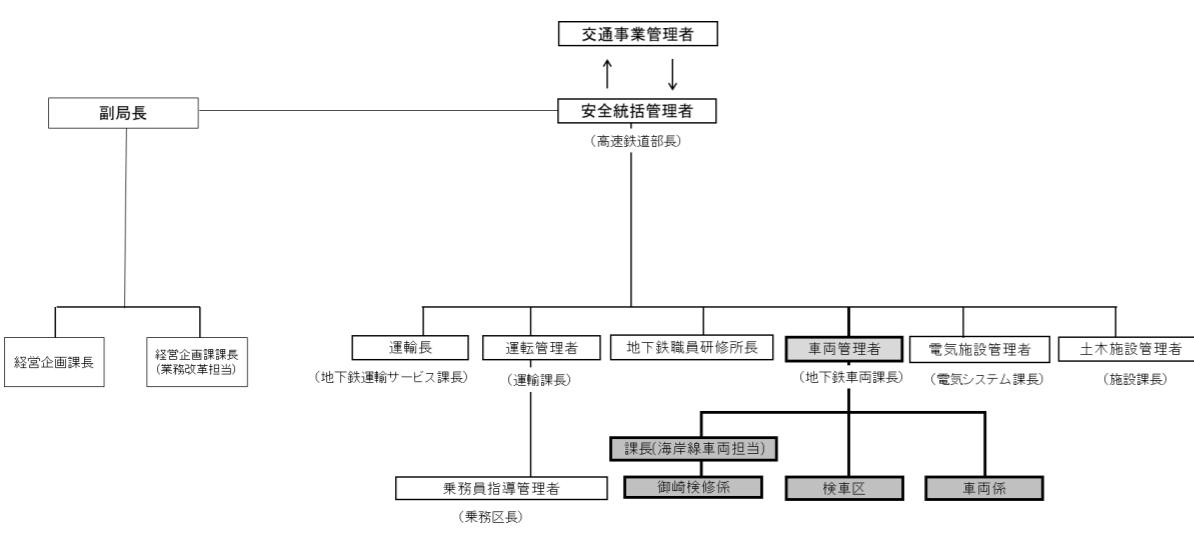
【第4図】鉄道電気施設管理体制図



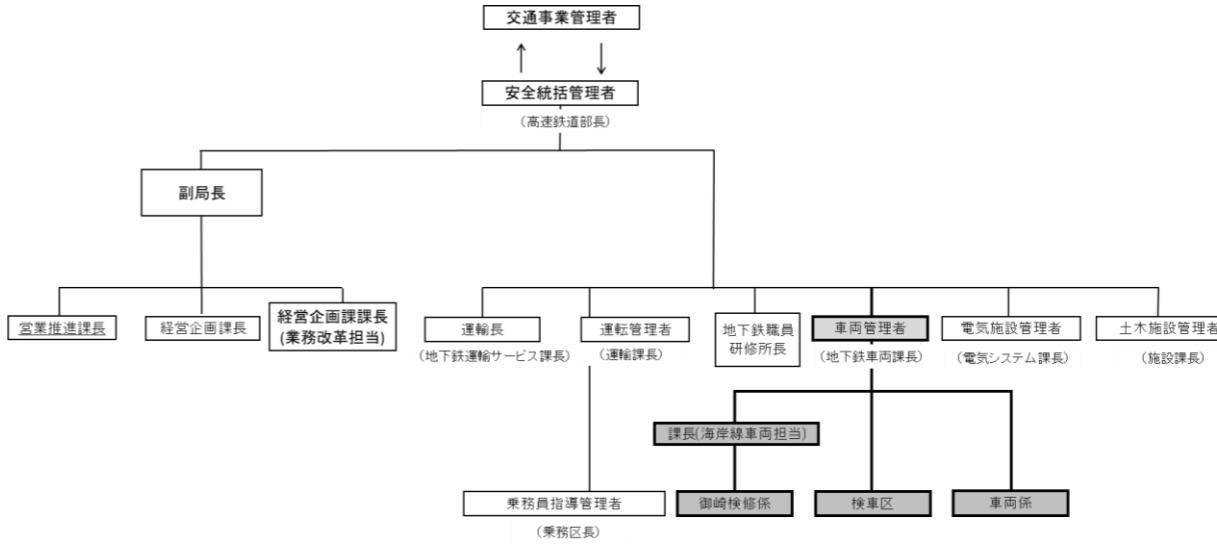
【第4図】鉄道電気施設管理体制図



【第5図】車両管理体制図



【第5図】車両管理体制図



神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月28日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第8号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
学校名	校区	学校名	校区
中学校 小学校		中学校 小学校	
[略] [略]	[略]	[略] [略]	[略]
鈴蘭台	[略]	鈴蘭台	[略]
北五葉	北五葉 1～5・6（1～7番、8番1～17・36・37号、9～14番）・7、鈴蘭台西町5（16・20～24番）、山田町小	(南五葉 3～6、君影町6、鈴	北五葉 1～5・6（1～7番、8番1～17・36・37号、9～14番）・7、鈴蘭台西町5（16・20～24番）、山田町小

	部 (北五葉地区)、泉台7 (2番地26・37~46)	蘭台南 町8・ 9(9 番)、山 田町小 部 (柿 ノ木谷 地区) を除 <。)	部 (北五葉地区)、泉台7 (2番地26・37~46)
	[略]	[略]	
星和台	[略]	[略]	
君影	君影町1~5		
	南五葉	南五葉1~6、鈴蘭台 南町8・9(9番)・ 君影町6、山田町小部 (柿ノ木谷地区)	南五葉1~6、鈴蘭台 南町8・9(9番)・ 君影町6、山田町小部 (柿ノ木谷地区)
		[略]	[略]
		星和台 (南五葉)	[略]
		君影	君影町1~5
		葉3~ 6、君 影町 6、鈴 蘭台南 町8・ 9(9 番)、山 田町小 部 (柿 ノ木谷	

			地区) を加え る。)	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
押部谷	押部谷	美穂が丘 1 ~ 4 + 5 (6 ~ 11番・12番 1 ~ 12号を除く。)、押部 谷町(栄、福住(579番 地 1 + 98 ~ 101 + 107 ~ 113を除く。)、細田(東 部)、押部、西盛(神 戸電鉄線以北の富士 見が丘団地以西を除 く。)、近江)	押部谷	美穂が丘 1 ~ 4 + 5 (6 ~ 11番・12番 1 ~ 12号を除く。)、押部 谷町(栄、福住(県住 を除く。)、細田(東 部)、押部、西盛(神 戸電鉄線以北の富士 見が丘団地以西を除 く。)、近江)
[略]		[略]	[略]	[略]
北山	北山台、富士見が丘 1 ~ 5、押部谷町(西盛 (神戸電鉄線以北の 富士見が丘団地以 西)、福住(579番地 1 + 98 ~ 101 + 107 ~ 113))、 高雄台	北山	北山台、富士見が丘 1 ~ 5、押部谷町(西盛 (神戸電鉄線以北の 富士見が丘団地以 西)、福住(県住))、 高雄台	[略]
[略]		[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の鈴蘭台及び星和台の項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

神戸市選告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年10月15日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上雅彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,655</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,458</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,093</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,236</u>
灘区	<u>35,955</u>
中央区	<u>37,303</u>
兵庫区	<u>30,344</u>
北区	<u>58,288</u>
長田区	<u>25,445</u>
須磨区	<u>43,217</u>
垂水区	<u>58,413</u>
西区	<u>64,715</u>

神戸市選告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定に基づく神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）を同法第119条第1項の規定により、神戸市長選挙と同時に次のとおり行う。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

1 選挙期日

令和7年10月26日

2 選挙すべき議員の数

神戸市議会議員東灘区選挙区 1人

神戸市議会議員北区選挙区 1人

神戸市選告示第19号

令和7年10月26日執行の神戸市長選挙及び神戸市議会議員補欠選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

1 投票の順序は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市長選挙の投票
- (2) 神戸市議会議員補欠選挙の投票

2 開票の順序は、次のとおりとする。

神戸市長選挙の開票と神戸市議会議員補欠選挙の開票は、同時に行う。

神戸市選告示第20号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）につき、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80
条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
神戸市東灘区	川端 和正	神戸市東灘区	峯口 正吉

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区）

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
神戸市北区	藤原 元治	神戸市北区	濱野 正人

神戸市選告示第21号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）における選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）

令和7年10月17日 神戸市東灘区役所3階31・32会議室

上記を除く全期間 神戸市東灘区役所4階選挙管理委員会事務局事務室

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区）

令和7年10月17日 神戸市北区役所7階災害対策本部兼会議室

上記を除く全期間 神戸市北区役所7階選挙管理委員会事務局事務室

神戸市選告示第22号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり定める。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）

- 1 選挙会の場所 神戸市東灘区役所3階31・32会議室
- 2 選挙会の日時 令和7年10月27日午前10時

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区）

- 1 選挙会の場所 神戸市北区役所7階災害対策本部兼会議室
- 2 選挙会の日時 令和7年10月27日午前10時

神戸市選告示第23号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）については、開票事務と選挙会事務とは併せて行わない。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市選告示第24号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）につき、
公職選挙執行規程（昭和50年10月神戸市選告示第22号）第35条第1項の規定により選挙公報に
掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）

- 1 日時 令和7年10月17日午後5時30分
- 2 場所 神戸市東灘区役所4階大会議室控室

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区）

- 1 日時 令和7年10月17日午後5時30分
- 2 場所 神戸市北区役所7階災害対策本部兼会議室

神戸市選告示第25号

令和7年10月26日執行の神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区及び北区選挙区）につき、
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、
次のとおりである。

令和7年10月17日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上 雅彦

神戸市議会議員補欠選挙（東灘区選挙区）

6,543,100円

神戸市議会議員補欠選挙（北区選挙区）

6,595,100円

神戸市選告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年10月21日

神戸市選挙管理委員会
委員長 村上雅彦

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	<u>24,653</u>
2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	<u>205,441</u>
3 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>254,081</u>
4 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	
東灘区	<u>57,243</u>
灘区	<u>35,951</u>
中央区	<u>37,301</u>
兵庫区	<u>30,337</u>
北区	<u>58,289</u>
長田区	<u>25,440</u>
須磨区	<u>43,212</u>
垂水区	<u>58,405</u>
西区	<u>64,705</u>